

第60期 定時株主総会 招集ご通知

2021年7月1日▶2022年6月30日

日時

2022年9月29日（木曜日）
午前10時

場所

愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川
2階 さくらの間

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件	8
第4号議案 役員賞与支給の件	14
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金 贈呈の件	14
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

証券コード 3439
2022年9月13日

株 主 各 位

愛知県春日井市牛山町1203番地
株式会社 三ツ知
代表取締役社長 中村和志

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、可能な限り郵送による事前の議決権行使をお願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川2階 さくらの間

（開催場所が昨年と異なっております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第60期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 個別注記表
- ◎ 本添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsuchi.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のためのお願い及びお知らせ

◎議決権行使書は、可能な限り郵送による事前の行使をお願いします。

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、株主様の感染リスクの軽減及び感染拡大防止のため、今年度も株主総会当日のご来場を見合わせていただき、可能な限り郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会当日の当社の対応につきましては、以下のとおりご案内させていただきます。

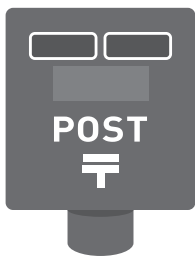
- ・会場の座席は、座席数を減らし、間隔を空けて配置させていただきます。株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、お席を確保出来ない可能性がございます。何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、株主総会終了後に感染が判明した場合に備え、株主様のお電話番号を予めご持参の議決権行使書余白部へご記入をお願いいたします。
- ・株主総会当日は、ご来場の株主様の体温を確認させていただき、体温の高い株主様や、咳等の症状のある株主様には会場への入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場内では、当社スタッフの誘導に従ってご着席ください。隣の方と間隔を空けてのご着席をお願いする場合がございます。
- ・ご出席の株主様におかれましては、会場内でのマスク着用と受付での手のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ・株主総会に出席する当社取締役及びスタッフはマスク着用にて対応させていただきます。
- ・株主総会開催時点において政府又は愛知県より緊急事態宣言等が発令されております場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.mitsuchi.co.jp/>)にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は一昨年より取りやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会にご出席いただく場合



**株主総会
開催日時** 2022年9月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存であります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 9.5円 総額 48,092,344円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="384 167 515 193">< 新 設 ></p> <p data-bbox="384 518 515 544">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="777 167 961 193">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="762 201 1342 291"><u>第15条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="813 299 1342 450">2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="777 488 1211 514">(附則) (電子提供措置に関する経過措置)</p> <p data-bbox="762 521 1342 672">1. 2022年9月1日(以下、「施行日」という) から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="762 680 1342 768">2. 本附則は、<u>施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会におきまして審議がなされましたが、特段指摘すべき点はないとの意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. 中村 和志

なかむら かずし

再任

(1960年1月12日生)

所有する当社の株式数 2,460株

● 略歴、地位及び担当

1978年10月 松下冷機株式会社入社
 2006年10月 堀越精機株式会社入社
 2007年11月 当社入社
 2009年4月 Thai Mitchi Corporation Ltd.出向、副社長
 2014年4月 同社取締役社長
 2018年1月 当社上席執行役員
 2018年9月 当社代表取締役社長（現在に至る）
 2020年9月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長（現在に至る）
 2020年12月 株式会社創世エンジニアリング代表取締役社長（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長
 株式会社創世エンジニアリング 代表取締役社長

● 取締役候補者とした理由

中村和志氏は、長年にわたり工場経営に携わり、当社代表取締役社長及び海外子会社社長として会社経営の経験有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 中村和志氏は株式会社三ツ知製作所の代表取締役であり、同社は当社の子会社であり、当社と同社の間に部品及び製品等の取引関係があります。また、株式会社創世エンジニアリングの代表取締役であります。当社と同社との間に部品及び製品等の取引関係はありません。

(注) 1. 所有する当社の株式数には役員持株会での持分も含めて記載しております。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告25ページ「4. 会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2022年9月に更新しました。

2. 高木 隆一

たかぎ りゅういち

再任

(1962年2月24日生)

所有する当社の株式数 17,020株

● 略歴、地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
- 1998年4月 当社生産管理部生産管理課長
- 2006年4月 当社営業部次長
- 2008年4月 当社営業部長兼営業一課長
- 2009年9月 当社取締役営業部長兼営業一課長
- 2011年2月 当社取締役営業部長兼海外営業部長
- 2012年9月 当社取締役営業部長
- 2015年9月 当社上席執行役員営業部長
- 2016年1月 Mitsuchi Corporation of America取締役社長
- 2019年4月 当社上席執行役員
- 2019年9月 当社常務取締役（現在に至る）
- 2020年7月 株式会社三ツ知部品工業代表取締役社長（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社三ツ知部品工業 代表取締役社長

● 取締役候補者とした理由

高木隆一氏は、当社において長年にわたり営業及び生産管理業務に携わり、当社取締役及び国内子会社社長、並びに海外子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 高木隆一氏は株式会社三ツ知部品工業の代表取締役であり、同社は当社の子会社であり、当社と同社の間に部品及び製品等の取引関係があります。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には役員持株会での持分も含めて記載しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告25ページ「4. 会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2022年9月に更新しました。

3. 村越 康幸

むらこし やすゆき

再任

(1961年11月8日生)

所有する当社の株式数 17,414株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 1998年4月 当社品質管理部品質管理課長
- 2006年1月 当社管理部次長兼総務課長
- 2006年9月 当社総務部次長兼総務課長
- 2012年9月 株式会社三ツ知製作所代表取締役社長
- 2015年9月 当社総務部長
- 2017年9月 当社取締役総務部長（現在に至る）

● 取締役候補者とした理由

村越康幸氏は、当社において長年にわたり品質管理及び総務・人事業務に携わり、当社取締役及び国内子会社社長として会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 村越康幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 所有する当社の株式数には役員持株会での持分も含めて記載しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告25ページ「4. 会社役員に関する事項 (5) 役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2022年9月に更新しました。

4. 渡辺

わたなべ

まどか



再任

(1958年6月7日生)

所有する当社の株式数

800株

● 略歴、地位及び担当

1982年3月 東海TRW株式会社（現ゼット・エフ・ジャパン株式会社）入社
2009年3月 同社技術課長
2011年12月 株式会社三ツ知春日井入社、技術課長
2012年5月 同社品質技術部長
2016年9月 同社取締役工場長
2018年9月 当社取締役
2019年7月 当社取締役工場長兼製造部長
2022年7月 当社取締役工場長兼技術部長(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

渡辺 圓氏は、長年にわたり生産技術業務に携わり、当社取締役及び国内子会社の取締役として工場経営、会社経営の経験を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 渡辺 圓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告25ページ「4. 会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2022年9月に更新しました。

5. さわ ゆ か
澤田 由香新任 社外 独立
(1977年5月13日生)

所有する当社の株式数 一株

● 略歴、地位及び担当

2020年11月 さわゆか経営事務所 代表 (現在に至る)

2021年3月 春日井商工会議所 個別経営相談

2022年3月 名古屋商工会議所 個別経営相談

● 重要な兼職の状況

さわゆか経営事務所 代表

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤田由香氏は、中小企業診断士、認定経営コンサルタント、事業継承士等の資格を有し、商工会議所の経営相談等の業務を通し、幅広い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでのコンサルタントとしての経験と経営に関する知識・見識を有していることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

● 特別の利害関係

取締役候補者 澤田由香氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告25ページ「4. 会社役員に関する事項 (5) 役員等賠償責任保険契約の概要等」に記載のとおりです。なお、当社は当該保険契約を2022年9月に更新しました。

(ご参考) 第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位	企業経営	業界の知見	技 術	(ものづくり) 生産・品質	営業・調達	財務会計	法務・CSR	グローバル
中村 和志	代表取締役社長	●	●		●	●	●		●
高木 隆一	常務取締役	●	●		●	●	●		●
村越 康幸	取締役	●	●				●	●	
渡辺 圓	取締役	●	●	●	●				
澤田 由香	取締役	●				●	●	●	
石黒 勝	取締役(監査等委員)	●					●	●	●
東野 繁幸	取締役(監査等委員)	●					●	●	
増田 淳	取締役(監査等委員)	●		●					●

※上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の期末時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）5名に対し、当期の業績等を勘案し、業績に連動する賞与として予め定めた算定方法に基づき、役員賞与9,400千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役に対する賞与支給については、事業報告24ページの「4. 会社役員に関する事項(3)取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針③業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）」に基づいて決定しており、相当であると判断しております。各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役（監査等委員であるものを除く。）を退任されます森本俊一氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金支給規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
もりもととしかず 森本俊一	2018年9月	当社取締役(現在に至る)

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、国内において新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等により緩やかな回復基調で推移する一方で、原油高による原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の緊迫化や中国での新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の低迷等に加え、急速な円安の進行により依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要得意先であります自動車部品業界におきましては、半導体・部品供給不足の長期化で得意先の生産調整が相次ぐ中、鋼材価格の高騰、急速な円安の進行により先行きが見通しにくい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループでは経営理念であります「絶えざる技術革新」と「ニーズを先取りした製品」の「スピードある提供」を通じ、お客様の「揺るぎない信頼のもとグローバル企業」を実現するために、当期より新たに策定した中期経営計画「ビジョン2021」の第1年目として、対処すべき課題の解消に取り組んでまいりました。

しかしながら、得意先の生産調整の影響もあり、当連結会計年度における当社グループの売上高は124億48百万円(前年同期比9.7%減)となりました。利益面につきましては、営業利益は3億54百万円(前年同期比17.8%減)、為替差益等の営業外収益があったことから経常利益は5億36百万円(前年同期比13.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億95百万円(前年同期比4.9%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高は19億89百万円、売上原価は20億22百万円それぞれ減少しております。営業利益は32百万円増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

〔日本〕

半導体・部品供給不足による得意先の生産調整による減産を受け、売上高は102億24百万円(前年同期比16.2%減)、営業利益は2億32百万円(前年同期比41.4%減)となりました。なお、収益認識会計基準の適用による影響額として、当連結会計年度の売上高は19億92百万円減少し、営業利益は29百万円増加しております。

〔米国〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった前年度に比べ、得意先からの受注は回復してきており、売上高は10億34百万円(前年同期比10.0%増)となりました。しかしながら輸入製品の増加による利益率の低下等もあり、固定費を賄うことができず、1億18百万円の営業損失(前年同期は44百万円の営業損失)となりました。

〔タイ〕

景気回復による得意先からの受注増加により、売上高は20億99百万円(前年同期比33.7%増)となりました。利益面につきましても、増収効果により、営業利益は1億75百万円(前年同期比203.2%増)となりました。

〔中国〕

得意先からの受注は堅調に推移し、売上高は7億2百万円(前年同期比29.5%増)となりました。利益面につきましても、増収要因により、営業利益は63百万円(前年同期比347.9%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、4億61百万円となりました。その主なものといたしましては、株式会社三ツ知及び株式会社創世エンジニアリングにおける機械装置の増設等であります。

(3) 資金調達の状況

金融機関より短期借入金として5億円の資金調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行5行と総額23億円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第57期 2019年6月期	第58期 2020年6月期	第59期 2021年6月期	第60期 (当連結会計年度) 2022年6月期
売 上 高 (千円)	14,567,549	12,468,302	13,783,400	12,448,330
経 常 利 益 (千円)	668,845	108,246	618,670	536,763
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	472,715	△184,639	415,920	395,409
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	93.36	△36.47	82.15	78.11
総 資 産 額 (千円)	15,535,607	14,517,159	17,009,418	16,411,098
純 資 産 額 (千円)	8,468,231	8,017,437	8,630,478	9,067,473
1株当たり純資産額 (円)	1,672.56	1,583.60	1,704.78	1,791.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2019年6月期は、全てのセグメントで増収となりましたが、前期のような特別利益の計上等がなかったため、減益となりました。
4. 2020年6月期は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による工場稼働停止等の影響と、特別損失として固定資産の減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
5. 2021年6月期は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった前期に比べ受注は回復し、増収増益となりました。
6. 2022年6月期の状況につきましては、「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

今日の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和から持ち直しの動きが見られるものの供給面におけるグローバルサプライチェーンの混乱が長期化し、ウクライナ情勢の緊迫化、インフレの進行等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このような状況の中、当社グループの主要取引先であります自動車部品業界においては、カーボンニュートラル、CASE、MaaSへの対応という大きな潮流が確実に前進しており、サプライヤーにも新たな時代への対応を求められております。

こうした環境変化の中で、当社グループにおいては、中長期経営計画「ビジョン2021」の2年目を迎え「100年企業へ向けた改革と転換」の実現に向けて以下の項目を重点実施項目として取り組んでまいります。

①コーポレートガバナンス体制

経営の効率性と公平性・透明性を維持し、コーポレートガバナンス(企業統治)に積極的かつ確実に取り組み、持続可能な成長と企業価値の向上に努めます。

②成長戦略

グループ内の技術力を結集し、多様化する製品に果敢に挑戦します。製販連携による顧客ニーズを深掘り、取り込み、応えていくことで既存事業を強化します。

あわせて情報力、営業力、ものづくり力の強化で社会のニーズにスピーディーに対応し持続・成長していくための新規事業を具体化します。

③グローバル連携機能の強化

組織としての情報共有と最適地生産体制を強化・推進することでグループとしての生産体制の最適化、技術・営業の機能を強化することで得意先様へのニーズにスピードを持って高いレベルで応えていきます。

④効率化

前例に捉われない発想と考え方の転換、デジタルの活用で業務を改革し、間接部門の更なる効率化を推し進めるとともに働き方を改革し、従業員一人一人の人生の豊かさの実現を目指します。

⑤SDGsへの取り組み

既存事業、今後の成長分野開拓における活動においてSDGsへの取り組みを関連付け、社会に貢献し求められる企業へと成長します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社三ツ知製作所	10,000千円	100.0%	自動車部品、自動車カスタムファスナーの製造、販売
株式会社三ツ知部品工業	10,000千円	100.0%	自動車部品の製造、販売
株式会社創世エンジニアリング	10,000千円	100.0%	精密機械金型の製造、販売
Thai Mitchi Corporation Ltd.	100,000千THB	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナー、家電部品の製造、販売
Mitsuchi Corporation of America	5,037千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売
三之知通車用部品(蘇州)有限公司	6,400千US\$	100.0%	自動車部品、自動車用カスタムファスナーの製造、販売

(注) 当社の出資比率につきましては、間接保有を含む出資比率で記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは自動車部品の製造、販売及びその輸出入とこれに関する一切の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

名称	所在地
本社	愛知県春日井市牛山町1203番地
関東営業所	さいたま市大宮区
広島営業所	広島市内
九州営業所	福岡県久留米市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社三ツ知製作所	三重県松阪市
株式会社三ツ知部品工業	愛知県春日井市
株式会社創世エンジニアリング	福岡県久留米市
Thai Mitchi Corporation Ltd.	タイ国パトムタニ県
Mitsuchi Corporation of America	米国テネシー州
三之知通用零部件（蘇州）有限公司	中国江蘇省

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
502名	15名減少

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー・アルバイト及び派遣社員の期中平均雇用人員230名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	1,439,979千円
株式会社商工組合中央金庫	984,300千円
株式会社三井住友銀行	593,972千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,062,352株 (自己株式 241,688株を除く)
(3) 株主数 683名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 株	持株比率 %
野田 純一	880,040	17.38
名古屋中小企業投資育成株式会社	800,000	15.80
箕浦 幹彦	504,400	9.96
シロキ工業株式会社	400,000	7.90
松井証券株式会社	265,700	5.24
村瀬 修	124,760	2.46
田中 訓江	109,320	2.15
中川 紀代枝	106,760	2.10
株式会社商工組合中央金庫	80,000	1.58
野田 正英	79,200	1.56

(注) 持株比率に関しては、自己株式 (241,688株) を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①発行可能株式総数

2021年11月30日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

②発行済株式の総数

2021年11月30日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,652,020株増加し、5,304,040株 (自己株式を控除した発行済株式総数は5,062,352株) となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 和 志	株式会社三ツ知製作所 代表取締役社長 株式会社創世エンジニアリング 代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 木 隆 一	株式会社三ツ知部品工業 代表取締役社長
取 締 役	村 越 康 幸	総務部長
取 締 役	森 本 俊 一	株式会社三ツ知製作所 取締役
取 締 役	渡 辺 圓	工場長兼製造部長
取締役(監査等委員)	石 黒 勝	株式会社三ツ知製作所 監査役 株式会社三ツ知部品工業 監査役 株式会社創世エンジニアリング 監査役
取締役(監査等委員)	東 野 繁 幸	東野繁幸税理士事務所 所長
取締役(監査等委員)	増 田 淳	シロキ工業株式会社 取締役執行役員

- (注) 1. 重要な会議への出席や内部監査室との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、石黒 勝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役 東野繁幸氏及び増田 淳氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 東野繁幸氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は、税理士として培われた豊富な知識・経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 増田 淳氏は、2021年9月29日開催の第59期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役 堤 泰久氏は、2021年9月29日開催の第59期定時株主総会をもって退任いたしました。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	109,270	82,210	27,060
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	17,963 (2,400)	17,963 (2,400)	— (—)
合 計	9名	127,233	100,173	27,060

- (注) 1. 上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額3,513千円(取締役(監査等委員を除く)3,250千円、取締役(監査等委員)263千円)を含めております。
2. 上記金額には、子会社との兼務役員に対する報酬のうち子会社が実質的に負担した金額を以下のとおり含めております。
- 取締役 4名 22,361千円
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与及び賞与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第53期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
5. 業績連動報酬の算定については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため国内三ツ知グループの前期純利益を基に、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮し、総合的に金額を決定しております。上記業績連動報酬等の金額には、役員賞与9,400千円を含めております。なお、月例報酬の支給割合は、基本報酬が80%~90%、業績連動報酬が20%~10%となっております。

(3) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年1月29日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基礎的役員報酬、業績連動報酬として役員賞与及び業績連動役員報酬により構成し支給する。監督機能を担う社外取締役（監査等委員を除く社外取締役）については、その職務に鑑み基礎的役員報酬のみとする。

②固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の基礎的役員報酬は月例支給とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動役員報酬及び役員賞与の額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動役員報酬は、月例支給とし、国内三ツ知グループの常勤役員を対象とし、国内三ツ知グループの前期純利益を基に総合的に勘案し算出された金額を、各取締役の前期の業績貢献実績等を考慮して決定するものとする。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、対象期間の国内三ツ知グループの当期純利益を基に総合的に勘案し算出された額を、賞与として毎年9月株主総会後に支給する。

④基礎的役員報酬の額及び業績連動役員報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別基礎的役員報酬と業績連動役員報酬等については上位の役位ほど業績連動役員報酬の配分ウエイトが高まる構成とし、前期の業績貢献実績等を勘案し、支給の有無を決定する都度、割合については代表取締役社長が決定する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長中村和志にその具体的内容について委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	東 野 繁 幸	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。
	増 田 淳	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見からの発言を適宜行っております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要等

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社の役員

②保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当社ではこの保険料を全額会社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29,500千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,500千円 |

(注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、業務遂行状況、報酬見積りの算出根拠及び同業他社水準等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社でありますThai Mitchi Corporation Ltd.及びMitsuchi Corporation of America並びに三之知通用零部件（蘇州）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととする。
- ② その場合、当該使用人の任命、異動は監査等委員会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令、人事考課は監査等委員が行う。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会はその職務を補助するため任命された使用人に対し、必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。

(3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ① 常勤監査等委員は、取締役会以外に、経営会議やグループにまたがる重要な会議等への出席を通じて、当社及び子会社に関する業務の執行状況の報告を受ける。
- ② 当社グループの役職員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社又は子会社に経営上重大な影響を及ぼす恐れのある事象やその他著しい被害を及ぼす恐れがある事象が発生した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③ 内部監査部門である社長直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を行い、その結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- ④ 内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について定期的に監査等委員会に報告する。

(4) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底している。

(5) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

(6) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、内部監査室との連携及び情報交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人との情報交換を通じて、連携を図る。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ役職員の行動・判断基準とするべく経営理念、コンプライアンスガイドラインを定めるとともに、配付や研修を実施し、意思統一を図り、関係法令を遵守し、社会に適合した行動をするための指針とする。
- ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の当社グループ内通報システムである内部通報制度の適正な運用を図る。
- ③ 内部監査室は、当社及び子会社に対する内部監査を行う。
- ④ 監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行状況を監査する。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体によって行い、文書管理規程に基づき、文書の種類により5年、10年、永久の保存期間を定め、必要に応じて随時閲覧できるように保存・管理する。
- ② 開示情報が発生した場合には管理統括責任者は内容を精査し、適時適切に開示する。

(9) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する事項は、リスク管理規程に規定しており、必要に応じて社長をトップとする対策本部を設置して、対応方針を決定する。また、日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が上長へ報告し、各業務責任者が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。
- ② リスク管理の対応状況については、内部監査室が監査する。

(10) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中長期の経営課題及び方針の下でグループの年度計画・予算を策定し、当社グループの意思統一を図るとともに、資金・要員等の経営資源を効率的に配分する。
- ② 当社は、職務執行を迅速かつ実効性のあるものとするために、業務分掌規程、職務権限規程により責任・権限を明確にして意思決定を迅速化するとともに、当社に準じた責任・権限体制を構築させる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、三ツ知グループの経営理念及び行動指針に基づき、社内ホームページや社内掲示板等を用いて、経営理念の浸透や法令順守への向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査等委員会及び内部監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	10,027,993	流動負債	4,778,479
現金及び預金	4,092,400	支払手形及び買掛金	1,027,690
受取手形及び売掛金	2,078,392	電子記録債務	814,455
電子記録債権	779,787	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	1,253,882	1年内償還予定の社債	184,280
仕掛品	541,241	1年内返済予定の長期借入金	1,005,383
原材料及び貯蔵品	988,478	リース債務	32,662
その他	293,811	未払法人税等	102,026
固定資産	6,383,104	賞与引当金	7,108
有形固定資産	5,744,123	役員賞与引当金	9,400
建物及び構築物	1,511,568	その他	595,472
機械装置及び運搬具	2,279,832	固定負債	2,565,145
土地	1,568,838	社債	189,680
リース資産	188,980	長期借入金	1,950,547
建設仮勘定	63,285	リース債務	155,231
その他	131,618	繰延税金負債	121,325
無形固定資産	180,279	役員退職慰労引当金	19,485
のれん	101,806	退職給付に係る負債	86,198
その他	78,473	資産除去債務	35,447
投資その他の資産	458,701	その他	7,228
投資有価証券	183,785	負債合計	7,343,624
繰延税金資産	114,565	純資産の部	
その他	160,350	株主資本	8,483,678
資産合計	16,411,098	資本金	405,900
		資本剰余金	604,430
		利益剰余金	7,608,084
		自己株式	△134,736
		その他の包括利益累計額	583,795
		その他有価証券評価差額金	8,011
		為替換算調整勘定	575,784
		純資産合計	9,067,473
		負債・純資産合計	16,411,098

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	金 額
売上高		12,448,330
売上原価		10,209,636
売上総利益		2,238,693
販売費及び一般管理費		1,884,309
営業利益		354,383
営業外収益		
受取利息	5,622	
受取配当金	6,532	
為替差益	118,768	
助成金の収入	30,870	
その他の	60,652	222,446
営業外費用		
支払利息	27,544	
賃借費用	6,069	
その他	6,452	40,066
経常利益		536,763
特別損失		
投資有価証券評価損	1,498	1,498
税金等調整前当期純利益		535,264
法人税、住民税及び事業税	175,965	
法人税等調整額	△36,110	139,854
当期純利益		395,409
親会社株主に帰属する当期純利益		395,409

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	5,848,976	流動負債	4,126,875
現金及び預金	1,192,748	支払手形	86,165
受取手形	164,309	電子記録債権	814,455
電子記録債権	777,968	買掛金	1,065,816
売掛金	1,872,181	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	563,493	1年内償還予定の社債	184,280
仕掛品	374,254	1年内返済予定の長期借入金	634,052
原材料及び貯蔵品	390,135	リース負債	2,706
前払費用	19,332	未払金	114,939
未収入金	483,006	未払費用	95,244
その他の	11,547	前受収益	363
固定資産	5,170,688	前払法人税等	40,923
有形固定資産	2,486,499	未預引当金	27,289
建物	500,187	役員賞与引当金	9,400
構築物	48,552	その他の引当金	51,240
機械及び装置	918,086	固定負債	1,618,818
車両運搬具	4,500	社債	189,680
工具、器具及び備品	82,375	長期借入金	1,344,488
土地	897,530	リース負債	10,962
リース資産	13,403	繰延税金負債	22,032
建設仮勘定	21,864	退職給付引当金	306
無形固定資産	66,978	役員退職慰労引当金	14,145
ソフトウェア	34,241	資産除去債務	29,973
その他の	32,737	その他の引当金	7,228
投資その他の資産	2,617,209	負債合計	5,745,693
投資有価証券	180,834	純資産の部	
関係会社株式	1,783,856	株主資本	5,266,026
出資金	20	資本金	405,900
関係会社出資金	534,566	資本剰余金	604,430
長期前払費用	2,507	資本準備金	602,927
その他の	115,425	その他の資本剰余金	1,502
資産合計	11,019,665	利益剰余金	4,390,432
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	4,377,932
		別途積立金	3,151,000
		繰越利益剰余金	1,226,932
		自己株式	△134,736
		評価・換算差額等	7,945
		その他有価証券評価差額金	7,945
		純資産合計	5,273,971
		負債・純資産合計	11,019,665

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額	金 額
売上高		9,432,929
売上原価		8,130,958
売上総利益		1,301,971
販売費及び一般管理費		1,155,752
営業利益		146,218
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	81,834	
為替差益	100,862	
受取賃料	31,415	
その他	52,415	266,534
営業外費用		
支払利息	12,080	
社債利息	1,282	
賃借費用	18,361	
支払補償	5,956	
その他	1,694	39,375
経常利益		373,377
特別損失		
投資有価証券評価損	1,498	1,498
税引前当期純利益		371,879
法人税、住民税及び事業税	72,599	
法人税等調整額	2,052	74,651
当期純利益		297,227

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社三ツ知
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加納 俊 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三ツ知の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ツ知及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社三ツ知
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加納 俊 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三ツ知の2021年7月1日から2022年6月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適正であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月31日

株式会社 三 ツ 知 監査等委員会

常勤監査等委員 石 黒 勝 ㊟

監 査 等 委 員 東 野 繁 幸 ㊟

監 査 等 委 員 増 田 淳 ㊟

(注) 監査等委員東野繁幸及び増田淳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

日時 2022年9月29日（木曜日） 午前10時

会場 ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間 JR中央線勝川駅前（北口）
愛知県春日井市松新町1丁目5番地 電話：0568-36-2311



■ 交通のご案内

お車をご利用の場合



- 名古屋第二環状自動車道勝川I.C.より約5分
 - 東名高速道路春日井I.C.より約13分
- 契約駐車場（市営勝川駅前地下駐車場又はMAYパーク駐車場）をご利用下さい。

電車をご利用の場合



株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。昨年とは開催場所が異なり
ますので、上記の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。